

熊野町有害獣防除施設

(電気柵・ワイヤーメッシュ)

の設置に対する補助制度

イノシシなどの有害獣から農作物の被害を防止するための電気柵や、ワイヤーメッシュなどの防護柵を設置する材料費の一部を補助します。

※この制度でいう「有害獣」とは、イノシシ・シカ・サル・ヌートリアをいいます。
※予算の執行状況により、年度の途中で受付を終了することがあります。

例えば、イノシシ対策の場合

- ① 電気柵は1ヶ所設置する材料費の1/2 (上限31,500円)
- ② ワイヤーメッシュは1ヶ所設置する材料費の1/2 (上限66,000円)

○ 補助金の交付要件

補助金の交付を受けようとする方は、次の「対象者」と「対象施設」に該当する場合です。

● 対象者

補助金の交付対象者は次の要件にすべて当てはまる方となります。

- ① 熊野町内の土地で農作物を耕作している方
- ② 熊野町に納めるべき税及び料の滞納がない方

● 対象施設

設置する防除施設は、次の①と②の両方に該当し、かつ③の表に該当する施設となります。なお、いずれの防除柵でも原則、農地を隙間なく囲うことが必要です。

- ① 申請をする年度内で新たに設置するもの
- ② 設置しようとする施設の材料費が2万円以上となるもの
- ③ 次の表のいずれかに該当する施設であること

施設の種別	対象有害獣	施設の規模
電気柵	イノシシ ヌートリア	・延長100m以上設置し、電線が2段以上のもの ・電気柵用電源装置が取り付けられていること
	シカ サル	・延長100m以上設置し、電線が4段以上のもの ・電気柵用電源装置が取り付けられていること
ワイヤーメッシュ	すべての有害獣	・延長100m以上設置すること ・目合い100mm程度以下で、径5mm以上の※メッシュであること ・径13mm程度以上で長さ1m以上の鉄製の支柱に取り付けられていること

※有害獣防除専用のワイヤーメッシュには目合いが不揃いになっている製品があります。補助制度の対象となるか事前に都市整備課でご確認ください。

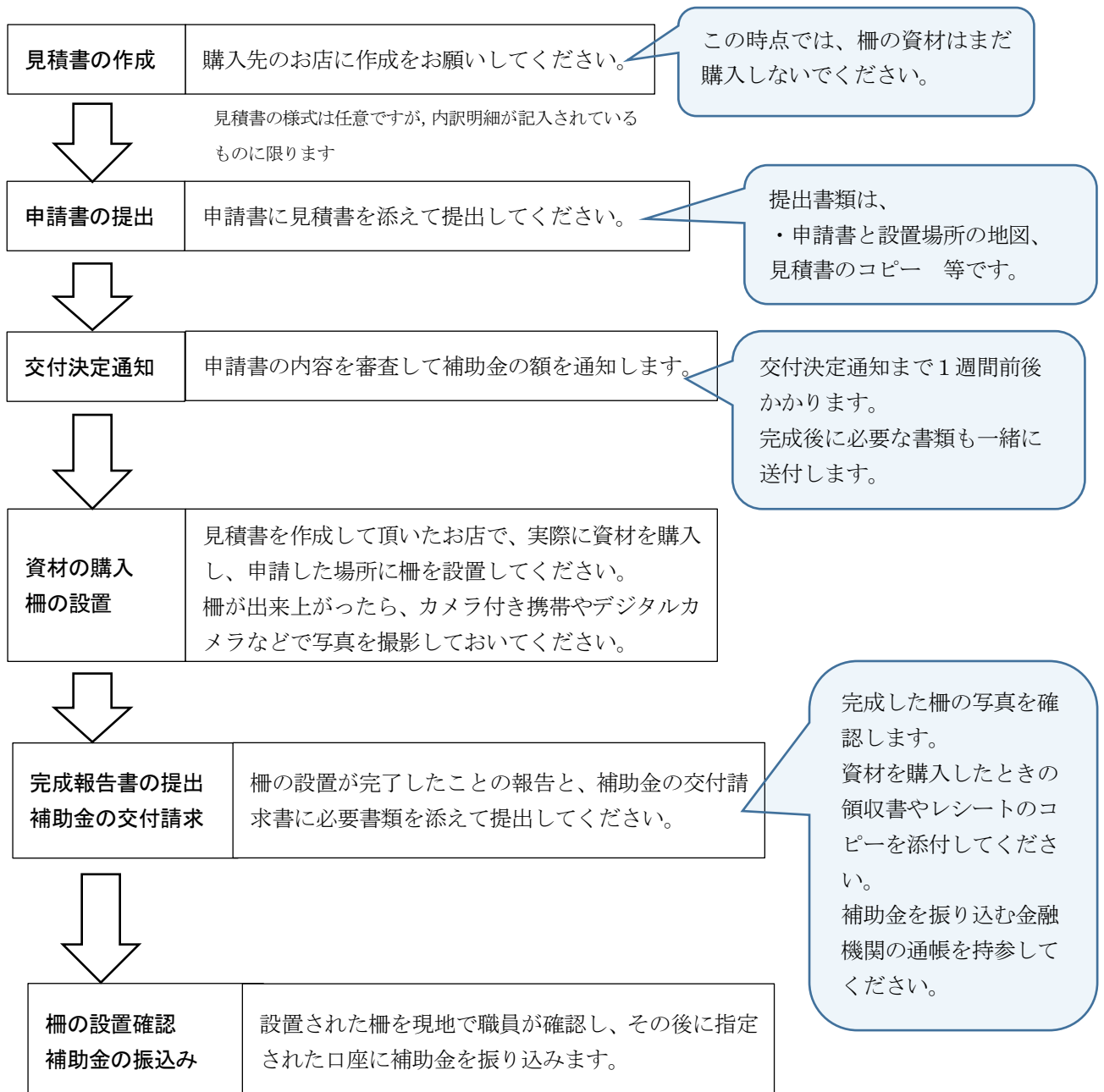
○ 補助金額

補助金の額は以下の表のとおりです。

柵の種類別	対象有害獣	補助率	補助金の限度額
電気柵	イノシシ ヌートリア	1ヶ所設置する材料費の1/2	31,500円
	シカ サル	1ヶ所設置する材料費の1/2	43,000円
ワイヤメッシュ	すべての有害獣	1ヶ所設置する材料費の1/2	66,000円

○ 申請手続きなどの流れ

有害獣の防除柵の設置補助の申請される方は、以下の手順で申請してください。



○ 補助の対象とならないもの

電気柵やワイヤーメッシュを設置するときに補助の対象とならない機器・資材があります。防除柵の設置に使用する工具類や、通電確認のテスター、柵を取付ける支柱の基礎とするためのコンクリートブロックなどです。詳細は、都市整備課へ事前に確認してください。

	対象となるもの	対象とならないもの
電気柵	<ul style="list-style-type: none">・支柱 ・アース棒 ・がいし・電導線を固定するための杭・ACアダプター ・ソーラパネル※・絶縁ポール ・クリップ・バッテリー ・危険表示板・ゲートクリップ (ハンドル)	<ul style="list-style-type: none">・検電器、エリアチェッカー、テスター等の通電を確認する機器
ワイヤー ・メッシュ	<ul style="list-style-type: none">・柵と柵をつないで固定するもの・柵と支柱をつないで固定するもの	<ul style="list-style-type: none">・サビ止め材・支柱を固定するためのブロック類

※電気柵への通電専用のものに限る。

○ 電気柵・ワイヤーメッシュ以外に補助の対象となる防除施設

電気柵・ワイヤーメッシュ以外にも、有害獣を防除する目的で設置する「捕獲柵」や「トタン柵」も要件を満たせば補助の対象となる場合があります。詳細は、都市整備課へお問い合わせください。

○ 同一人（世帯人）がこの制度を再度利用する場合

過去にこの制度を利用して柵を設置された方（世帯の方を含みます）が、この制度を再度利用する場合は、次のことにご注意ください。詳細は、都市整備課へお問い合わせください。

- ・補助を受けて柵を設置した方で、同じ場所で5年以内は柵の設置補助申請はできません。
- ・電気柵の通電装置などの修理費用や、5年以内に買い替える場合の費用は補助の対象となりません。

この制度に関するお問い合わせ先・申請窓口

熊野町役場 建設部 都市整備課 082-820-5608

〒731-4292 広島県安芸郡熊野町中溝 1 丁目 1 番 1 号

申請書の記入の際の注意

熊野町有害獣防除施設設置事業補助金申請書

熊野町長様

平成

住所・氏名・電話番号は必ず記入して印鑑（認め印可）を押印してください。

(設置申請者)

住所

ふりがな
氏名

印

電話番号

- () -

設置場所の地番はすべて記入してください。

熊野町有害獣防除施設設置事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請いたします。なおこの申請書の記載内容が事実と相違するとき、又は設置申請者および家族構成者が暴力団員等による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条に規定する暴力団員等である場合は、当申請を取り消されても意義を申し立てません。また、補助金交付の対象である設置申請者及び世帯員の町税及び町が徴収する雑費及び住民基本情報に関する情報が町が所有する個人情報により調査・確認すること

申請者と所有者が違う方の場合は、別途所有者の設置承諾書が必要です。

設置する場所	地区	安芸郡 熊野町 丁目
	地番	字
設置場所の所有者氏名	いずれかに○ ・申請者と同じ ・所有者氏名 ()	
設置器具の種類	いずれかに○ ・電気柵 ・ワイヤーメッシュ ・その他 ()	
概算設置延長	約	m
設置のための費用 (見積額)	¥	

補助の費用に該当しないものは含めないように注意してください。

【必要添付書類】

- 位置図
- 納税証明書（別紙の税務諸証明交付申請証で証明を受けたもの）
- 関係者の同意・承諾書（設置申請者と土地所有者が違う場合）
- 見積書のコピー（内訳明細が記載されていること）